

令和3年3月8日（月）

（午前9時30分 開議）

○議長（土井裕美子君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（土井裕美子君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

市長から令和3年3月5日付、橋総第464号をもって追加議案3件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願うことといたします。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土井裕美子君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、9番 南出さん、16番 樽井さんの2人を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

○議長（土井裕美子君）日程第2 一般質問を行います。今回の一般質問の通告者は12人です。

質問は会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番1、10番 高本さん。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君）トップバッターになりました。久々ですけども。トップバッターですので、幸先のいい答弁、よろしく願います。

そうしたら、通告に従いまして質問いたします。

まず、今回四点ありまして、一点目、新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きします。

和歌山県の新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込む体制づくりが和歌山モデルとして新聞でも報道され、評価されています。しかしながら、新型コロナの感染拡大の不安が依然として高齢者の間で広がっています。

まず、一点目ですが、和歌山県は本年2月定例会で、2020年度一般会計補正予算案に、新規入院・入所者全員に抗原検査実施として、抗原検査キットの費用約8,800万円を予算計上しました。新規入院患者の中に無症状の感染者がいたことによって医療機関でクラスターが起こったケースがあったので、新たに入院・入所する場合、症状の有無にかかわらず全員に抗原検査をすることになりました。

入院設備がある医療機関83施設に2万7,000人分、入所施設がある高齢者・障がい者施設、合わせて2,170施設に合計6万1,000人分の抗原検査キットを配布するということになっています。

計算すると一人当たり1,000円ぐらいになるんですが、新型コロナ感染拡大を抑え込むためには定期的な検査が重要と言われています。県の抗原検査キット数だけでは不十分だとするならば、本市が予算措置をして、独自に医療機関、高齢者・障がい者・介護施設等の医師・看護師・職員などへの定期的な検査を実施することを提案したいと思います。いかがでしょうか。

二点目に、聴覚や発声に障がいがある人が、新型コロナウイルス感染に関して、保健所や

市役所へ電話で問合せする場合、難しいのが現状です。共通の専用相談用紙を作成し、記入する情報を分かりやすくしたらどうでしょうか。必要な人に郵送や市役所窓口でも渡せるようにする提案でございます。よろしくお願いいたします。

そして、大きな項目、二つ目ですが、コロナ禍での市民生活支援に水道料金の減免をとということです。

1月28日付の朝日新聞によると、厚生労働省の調べで、昨年12月、全国1,300の水道事業者にアンケートした結果、約4割弱の自治体で水道料金の減免を実施していた。昨年5月下旬から比較すると2.7倍の増加。15事業所は今後実施するとありました。

約3億5,000万円の第3次地方創生臨時交付金が国から本市に交付されることになっています。この一部を活用すれば、一定期間、水道料金の減免ができるのではないのでしょうか。市長がどう決断されるのか、市民の皆さん方が注目しておられます。ご答弁、よろしくお願いいたします。

大きな項目、三つ目です。児童関係職員に慰労金支給の提案です。

学童保育や保育所、幼稚園等の職員は、子どもとの接触が免れない職種です。こういったところにも新型コロナ感染が出ています。コロナ禍において、職員自身はもちろんのこと、児童、園児たちの感染を防ぐべく、日々緊張を強いられています。

主に学童保育指導員の皆さんに慰労金の支給をした自治体があります。例えば、河内長野市、山形市、足利市、名古屋市、倉敷市、松戸市、北九州市、福知山市など、実施が今広がり始めています。本市でも、児童関係職員の皆さんに、ぜひ慰労金支給の実施を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、四つ目の質問ですが、本市の災害

防災対策についてです。

2月11日付の朝日新聞に、国際防災人道支援フォーラム2021が神戸で開催されたとの報道がありました。その中で、岩田孝仁岡山大学防災総合センター特任教授が基調講演で、「災害やコロナ禍の環境激変時に弱い立場の人をどう救えるか。個人や組織団体が創造力を発揮し、対策を実践すべきだ。まれにしか遭遇しない災害をいかに具体的にイメージできるかが鍵で、自助・共助を支える公助をきちんと構築することで自助・共助ができる」と述べています。

本市の災害防災対策について、下記の項目を含めていくつか質問いたします。

一つ目に、高齢者など支援を必要とする要支援者の個別支援計画は、これまで作成が望まれるとだけ記載された政府内閣指針ですが、法的根拠が弱いものでした。今後、政府は努力義務を課す法改正に踏み切る方向です。そうなった場合、本市でどのような対応をされるか、お聞きしたいと思います。

二つ目に、大規模災害における事前復興計画の作成について、大規模災害の際、早期に市街地の復興事業に取りかけられるよう事前準備している自治体が、国土交通省の調査によると、昨年7月末現在で55%になっています。本市の事前復興計画の作成はどのようになっていますか。

三つ目に、児童生徒の通学路における、地震等の災害時に倒壊のおそれがあるブロック塀等の安全対策は現状どうなっていますか。それと、今後の対策についてお聞きします。

以上で壇上の質問を終わります。ぜひご回答をよろしくお願いいたします。

**○議長（土井裕美子君）**10番 高本さんの一般質問、質問項目1、新型コロナウイルス感染症対策に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）おはようございます。

新型コロナウイルス感染症対策についてお答えします。

昨年11月以降、全国的に新型コロナウイルス陽性患者が大幅に増えていましたが、ここに来て和歌山県内でも新たに新型コロナウイルスに感染した人が少ない日が続き、第3波は落ち着いたのではないかと感じています。

しかしながら、このウイルスは感染しやすい傾向にあると言われており、引き続き、本市でも感染対策を徹底することが必要と認識しています。

まず、一点目の、医療機関、高齢者・障がい者・介護施設等の医師・看護師・職員などへの定期的な検査を実施するための市独自の施策についてですが、高齢者は症状が重症化しやすく、医療提供体制への負荷の増大を防ぐ観点からも、感染防止や早期対応が一層重要であります。また、高齢者施設等における集団感染が発生した場合、当該施設はもちろんのこと、医療機関の負担も増大することになります。

こうしたことを受け、国では令和3年1月22日に、医療機関、高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について、新たな行政検査の考え方を示しています。それによりますと、医療機関、高齢者施設等において幅広く検査を実施する場合の検査方法として、複数の検体を混合して同時にPCR検査等を実施する検体プール検査法が認められました。また、無症状者に対する抗原簡易キットの使用についても認めるなど、行政検査として新たに実施可能としています。

こうしたことから、定期的な検査については、保健所を管轄する和歌山県が実施することが相当であり、市独自の施策としては、現

時点では考えていません。

次に、二点目の、障がいのある人への対応についてお答えします。

聴覚や発声に障がいのある人に限らず、熱や咳などの症状が続くといった医療に関する相談については、橋本保健所が作成した新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（健康相談）ファクス送信票を市役所窓口にも配置した上で、橋本保健所の窓口を案内しています。

また、これから始まる新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に係る場所や予約方法といった一般的な相談については、3月8日に開設する市のコールセンターで電話やEメールでの問合せを受け付けるほか、新型コロナワクチン接種に関する相談等ファクス送信票を窓口にも配置します。

ファクス番号やEメールアドレスは4月市報に掲載し周知するとともに、ファクス送信票をダウンロードできるよう市ホームページに掲載し、聴覚や発声に障がいのある人が相談しやすい環境づくりを図ります。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん、再質問ありますか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）今ご答弁いただきましたが、再度繰り返しの形になるかもわかりませんが、ちょっと質問させていただきたいと思います。

まず、一点目に、県の購入予算で計算すると抗原検査キットは一つ1,000円です。本市が予算措置をして独自に医療機関、高齢者・障がい者・介護施設等の医師・看護師・職員などへの検査をすることは、新型コロナ感染の無症状者を見つけ出すことにつながります。

私、個人的にもいろいろお聞きしまして、訪問介護ヘルパーさんからもこのことはすごい要望をお聞きしております。県の実施が相当と言わず、感染リスクの高い施設での検査

は重要です。施設で働く職員は日々感染に対する緊張の連続で大変であります。

コロナ対策のために本市に交付される第3次地方創生臨時交付金3億5,000万円を有効活用して実施することは可能だと思います。医療機関や施設職員の安全・安心を守るために、重症化、クラスター防止のために、何としてもこれを実施していただきたいと思いますが、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）お答えします。

議員おただしのように、この検査については非常に重要だと感じております。議員の質問にもありますように、一人当たり1,000円で県が一応予算化しております。この県の予算化したお金については当然市のほうにも回ってきますので、このお金を有効活用して今後のPCR検査等に使っていきたいと考えております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）マスコミ等でも、定期検査というのがすごく大事で、無症状者を見つける以外に感染を防ぐことができないということは、もうかなり専門家でも今、最近、もうそれしかない、これだけ広がってきたらということを言われていますので、無症状者を探し出すには検査しかないので、そういう、よく検査するような取組をお考えいただきたいと思います。

二つ目にお聞きしたいんですが、医療機関や施設等の医師・看護師・職員の検査の実施ということなんですが、これ先ほど言うていましたように、一つ1,000円で市独自に予算措置するというのをしていただきたいんですが、やっぱり金額そう高くない、1,000人いてもこれ100万円ということで、新型コロナ感染対策として本市の優先順位に持ってくることをお考えいただきたいということなんです。

そんなことで、市民やそういった施設の職員の命に関わる問題ということなので、できるだけ多く無症状者を探し出すための検査に独自の予算を、市としての独自予算を考えていただきたいと思うんですが、改めてお聞きいたします。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）その辺についてはまた考えていきますけども、先ほども言いましたように、県の指導でこれからそういうような大量の検査については実施していく形になっております。県のほうがそういう形で予算をしておりますので、これについては市のほうに優先的に回るようにとか、そういうような調整はさせていただきますけども、県の指示に従って、検査についてはやっていきたいと考えております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）もう一つ、抗原検査キットを自治体で独自に備蓄するところもあります。ある市では1万個を備蓄するという計画を持っていたらしいんですが、高齢者施設や学校などで感染者が確認された場合、迅速に周辺者の検査ができる体制を整えるためと集団感染を防ぐためにも必要と言われております。

施設などからの要請に応じて、すぐ必要数の抗原検査キットを届ける体制をつくれば、感染拡大を防止することにつながりますし、この抗原検査キットの備蓄というのを、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）議員おただしの抗原検査キットについては今後必要であると考えております。これについては今、予算化はしておりませんが、県との調整をして、橋本市でも必要などの施設がすぐに使えるような調整を今後していきたいと考え

ております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そうしたら、この項目を終わります。次の二つ目をお願いします。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目2、コロナ禍での市民生活支援に水道料金減免に対する答弁を求めます。

水道環境部長。

〔水道環境部長（宮田典和君）登壇〕

○水道環境部長（宮田典和君）おはようございます。

続きまして、2、コロナ禍での市民生活支援に水道料金減免についてお答えします。

本市として、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた市民生活や地域経済への支援のため、一般市民の方々に対して生活応援クーポン券の配布や、飲食店など事業者の方々に対して助成金や給付金の交付事業などによる事業活動への支援を実施してきました。

また、上下水道料金については、コロナ禍の影響を受けた方に対しての徴収猶予制度を令和3年2月より再開しました。

水道料金の減免については、令和2年6月及び令和2年12月議会定例会一般質問において答弁したとおり、一律的にならざるを得ないことなどから実施してきておらず、今後も公平性、効果などを考え、コロナ禍の影響を考慮した水道料金の減免は考えていません。

以上です。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん、再質問ありますか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）はじめに、一点目をお聞きします。水道料金の問題については、すごいやっぱり市民の関心も高くて要望も大きいので、いくつかお聞きしたいと思います。

まず、一点目に、新型コロナウイルス感染症が

出始めてから約1年少しになります。家庭用で、市民の水道水使用量は増えていると思います。本市の令和元年度と令和2年度の年間水道使用量の差はどれだけありますか。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）済みません、今の細かい数字につきましては事前に用意しておりませんので、後ほど答弁させていただきます。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）私、水道の担当のところではいろいろ資料をもらいまして、お聞きしていることでは、この差というのは約10万900 $\text{m}^3$ です。令和元年度の市民の水道使用量の1か月平均は39万3,460 $\text{m}^3$ であります。ということで、増えた10万900 $\text{m}^3$ は市民が使用する1か月平均の26%を占めているということになります。

これだけ多く、新型コロナの感染が出てから市民は水道水を多く使用しているということになります。これは消費税も含めて考えると、水量が増えただけでなくて負担になっています。その原因は何だと考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）確かに微増しておりました。それはやはり、在宅勤務、テレワーク等で、それと、本来であれば飲食関係で外食というのがあったと思うんですけども、それを控えることによりまして、どうしても家庭での使用水量が増えてきていると、そういうふうには分析はしております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）今、答弁がありましたように、結局、家庭における時間が多くなった、いろいろ水を使う機会が多くなっている、これだけ増えたということ、10万900 $\text{m}^3$ 増えて

いるということでもあります。

お聞きしたいんですが、政府は新型コロナウイルス感染症対応第3次地方創生臨時交付金で、交付対象事業について、これについてのQアンドAの説明を出されています。その説明によりますと、本交付金は、地方公共団体が毎年度定時的に実施している事業ではなく、新型コロナウイルス感染症への対応のために追加的に実施する事業を基本的な対象として想定していますと書いていただいています。というようなことで、新型コロナウイルス感染症対策のために今回の第3次予算が、交付金が来ているということでもあります。

これからすると、水道料金の減免に地方創生臨時交付金を使用してはということになってきます。市民の皆さん方もそういうところに目が行っています。これを要望することは、この好機を使うことは何ら市民から見て理不尽な要望でないことは明らかであります。その点どのようにお考えか、お聞きしたいと思えます。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）お答えいたします。

確かに、いろんな施策がコロナ対策で出てまいります。各市町村の取組も違います。その中で、近隣市町村とも比較すれば、橋本市だけは減免という形では対応させていただいておりませんのは、やはり企業会計である限り企業会計内で回していきたいと。臨時交付金を当てにして一般から繰り出していただいた場合に、本市が考える、コロナ禍での市民に対する支援策の順位の中では、担当者といたしましても本市といたしましても、水道料金の減免はまだまだその順位的には上のほうではないと、そういう判断をしておりますので、広く全ての市民に行き渡るような施策を本市としては実施してまいりました。

今後もそういうスタンスでいった場合、水道料金をぜひ減免してくださいと、担当のほうから手を上げて上のほうに、市として取り組むというスタンスには、そういう気持ちにはまだ至っておりません。

以上です。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）申し上げたんですが、これ、厚生労働省は昨年5月に自治体に対して、水道料金の減免措置は新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策と通知しております。地域に必要なら、水道料金など公共料金の減免のために地方創生臨時交付金を使って、一般会計からの繰り出しができることを各自治体に周知するよう、都道府県に今求めています。

橋本市の場合、水道水の基本料金を1か月分減免するというになると、財源は5,300万円であります。3か月分とすると1億6,000万円になります。厚生労働省が通知したように臨時交付金などを活用すれば不可能な施策ではないということで実施してほしいということで、これ繰り返しになるかもわかりませんが、今、具体的に申し上げたような形で、ぜひともお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）熱意というか、その気持ちは十分理解できます。困っている市民のためにいろんな施策を打っていききたい、これは市の方針でございます。

ただし、国の起債等も膨らんでおります中で、市独自でいけば、その分だけまた市民に対する負担も膨らむ。国自身が国民に対する負担も膨らむ中で、一番有効な手法として、本市は水道料金以外の、他方での市民への支援策を考えておりますので、水道料金につきましては、理解はできるんですけども、実施

するに至っては、市の方針にはまだそぐわない、もっともっと他方があるという考えであります。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そうしたらお聞きします。

近隣自治体の岩出市、紀の川市、かつらぎ町、九度山町、高野町などで水道料金の減免が実施されています。伊都・那賀地域で実施されていないのは橋本市だけであります。市民はこのことをよくご存じであります。本市でも水道料金の減免を実施してほしいというのが率直な市民の願いであります。

それで、いくつかそういう声を聞いておりますが、特にこんな声がありまして、「後期高齢者、年金生活者は特に水道料金の高いのに困っています」、また、「トイレを節水型に変えたのに、水道代が高い」、また、「手洗い、うがいで予防しているのが水道水で、水道代が高い」「2か月に1回の検針により削減された財源は料金引下げなどの市民に還元するようにしてほしい」と、こういった声が寄せられています。

何度も言いますが、地方創生臨時交付金は新型コロナウイルス感染症対策として、今すぐ市民生活を救済するために活用されるものです。国のほうはこの地方創生臨時交付金、これ前置きに新型コロナウイルス感染症対応ということを書いてあるんです、今回、第3次補正予算では。国からの補助金って前に一言ついているんです。コロナ感染対策に使ってくださいねと。市民生活に直接関わるこの問題なんです。

だから、いろいろお考えがあるかも知りませんが、そこに皆さん感じておられるから、皆さん要望を出しているんです。だから、今回は伊都・那賀地域でみんな実施しているわけやから、橋本市でもぜひとも、ずっとや

ってほしいと言っているわけではなくて、今回一定期間やるということなので、ぜひお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）議員おたなしのとおり、確かに紀北地域でいろんな自治体で減免等をされておりまして、多いところでは2億円弱の支援をされているところもあれば、申請主義でありまして、200万円ぐらいの支援しかできていないところもあります。

ただし、例えば2億円弱かかった場合、本市に例えば今回の3億5,000万円と言われる交付金を受けられるといたしましても、市民の皆さんがそれを一番に望まれているのであれば、本市としては、水道当局としてはそういう形を考えていきたいけれども、本当に、例えば、申しましたように、基本料とかを免除した場合に、1人世帯の基本料も5人世帯の基本料も大きな100世帯入ったマンションも、基本料は一緒なんです。

それが果たして公平な支援策になるかどうかと、こういう形がありますので、これはもう何度も説明させていただいておりますけれども、本市では全ての市民の方に、もしくは本当に困窮している方のために重点的な支援をしたいと。この中では水道の施策、広く基本料を免除すると、これは市の方針にはかなっておりませんので、こういう減免は現時点は考えておりません。

以上でございます。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そうしたらお聞きしたいんですけど、実際に近隣自治体、岩出市、紀の川市、かつらぎ町、九度山町、高野町、伊都・那賀地域では本市だけなんです、実施してないのは。

実施しているところ、ありますね、今申し上げたところ。そういうところは実施してい

るんですが、それと本市とは何が根本的に違うのか、おっしゃっている、ちょっと理解できないんですけど。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）先ほど議員のおただしにありましたように、水道料金が高いと、これはもう本当に、一昨年の値上げのときにもいろいろ市民にも説明させていただきました。

その料金の高いというのはそれはちょっと別にしまして、いろんな支援をされる場所があるかと思えます。それは各自治体の取り組む方針、いわゆる市民、いわゆる住民に対する支援策の順位の中で水道が高かったという形で、本市では客観的に分析した結果、他方のほうで、ほかの方法で支援させていただいたほうが、より住民に広く公平に支援が行き届くと、こういう考えでおりますので、そういう意味では、水道料金という形はちょっとこれは広く平等にというのはなかなかないかと、そういう判断で減免はさせていただいておりません。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）今、部長、答弁いただいたんですけど、そうしたら、市民に広く公平にということでは、例えばどういうことをお考えですか。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）お答えします。

例えば、住民登録されている皆さんに前回もいたしましたクーポン券、生活応援券、こういう形であれば確実に届くと。あとは、客観的にする場合には、国のいろんな施策もありますけども、市独自で広く平等に公平に考えた場合、例えばふるさと便の農業製品の送付とか、そういう形で各業界にスポットを当てて取り組んでいく中では、水道料金というよりも広く住民登録された方に対応する、こ

のほうが確実に皆さんに届くかなと、こういうふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）例えば今おっしゃったんですが、以前やりました全市民対象のクーポン券、こんなのは対象に、一つの例に挙げられるんですか。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）クーポン券のことにつきましては私の口からちょっとなかなか答弁しづらいんですけども、そういう手法も過去にも取らせていただいたのは、過去にも答弁させていただきましたとおり、水道料金という形で、特定、利用形態によって一律に基本料を免除するというよりは、そういう形のほうが市民の支援になるのかなと、そういう考えで本市が取り組んでまいりました。

今後もそういう考えが出るかどうか、私の口からは申せませんが、そういう考え方が基本だと理解して取り組んでおります。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）市民の願いは水道料金のことも含めて、今、使用料も増えていることですし、やっぱりそういう市民の感覚で、市民目線で、含めて、今後の対応を、それは公平ということであるんですが、それをどういうふうにしたらいのかということを理解していただけるような方法で、ちょっと説明して、これからされるように、よろしく願いたいと思います。

この項目は終わります。

○議長（土井裕美子君）保留しております答弁がございませぬ。

水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）議員、先ほどおただしいただきました令和元年度、2年度の差は、議員おただしのとおり、水量は10万m<sup>3</sup>という形でございます。



○議長（土井裕美子君）よろしいですか、高本さん。

○10番（高本勝次君）はい。

○議長（土井裕美子君）それでは、次に、質問項目3、児童関係職員に慰労金支給の提案に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）児童関係職員への慰労金支給の提案についてお答えします。

学童保育や保育所、幼稚園、こども園などに従事する職員は、消毒作業や換気などの新型コロナウイルス感染症の防止対策を図り、日々の保育と園運営に努めています。

昨年、国から緊急事態宣言が発令され、小・中学校が臨時休業となりましたが、保育所、こども園、学童保育などについては、医療従事者などのお子さんを預かる状況もあって、保護者への登園自粛要請にとどまり、臨時休園の措置には至りませんでした。

児童関係職員への慰労金支給については、昨年9月市議会で2番議員からも質問を頂きましたが、国の2次補正の支給対象になっていないなどの理由により、保育士等の慰労金は見送る形になりましたが、今回追加される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中で既に検討していますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）検討していただいて、実施していただけるようお願いしたいということなんです。児童関係職員への慰労金の支給ということについてなんです。全国的に緊急要望書というのが出されておまして、いくつかの団体があるんですが、一つは全国の17の県知事で作っておられる団体がありまして、名前は日本創生のための将来世代応援知事同盟というのがあるんですが、17

県の知事が参加されてやっている同盟なんです。もう一つは全国社会福祉協議会があります。

この慰労金についてはもうこういったところからも繰り返しそういう要望書が出ておりますので、今度の新型コロナウイルス感染症対応、こういう名称ですね、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということになっておるので、こういったことに、慰労金にぜひ使ってほしいということで、いろいろな方面からかなり大きな声が上がってきておりますので、ご答弁いただいたように実施いただける方向で検討して下さったらいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

三つ目を終わります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目4、本市の災害防災対策に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（上田力也君）登壇〕

○危機管理監（上田力也君）おはようございます。

本市の災害防災対策についてお答えします。

まず、一点目の、災害時における要配慮者に対する個別支援計画の作成については、避難行動の支援などを必要とする要配慮者と、その方たちを支援する支援者に区分されます。

支援者は市の職員ではなく、要配慮者が住まわれている地域の皆さまにお願いするという共助であり、地域で支援者を選定していただきます。しかし、この計画では1人の要配慮者に対し複数人の支援者を指名選定することが望ましいとされていますが、地域における年齢構成や高齢化などの地域特性により、支援者の選定に苦慮しています。

また、個別計画を作成した後も継続して随時更新していく必要があります。地元区や自主防災会及び民生委員の方々の負担も大きくなり

ます。

今後、法改正により努力義務と位置づけられたとしても、今までどおり地元区や自主防災会などに協力をお願いし、少しずつでも進めていきたいと考えます。

次に、二点目の、大規模災害時における事前復興計画の作成についてお答えします。

広範囲で甚大な被害が発生した阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害により、市町村では被災直後から平時を大幅に超えた事務作業が発生し、多大な時間と人手を要したことから、事前に被災後の復興まちづくりを考え、準備しておくことを国は推奨しています。

議員おただしの、本市における事前復興計画の作成については、復興まちづくりのための事前準備ガイドラインが示す五つの取組のうち、復興体制の事前検討段階であり、以降の復興手順の事前検討、復興訓練の実施、基礎データの事前整理、分析、復興における目標等の事前検討には至っていません。

今後、市民、地域、行政が、自然災害の脅威についての認識を共有した上で、まずは早期の復旧を可能とする体制づくりの検討を進めてまいります。

最後に、三点目の、通学路における地震等の災害時に倒壊のおそれがあるブロック塀等の安全対策の現状と今後の対策についてお答えします。

平成30年6月に発生した大阪府北部地震により登校中の児童が犠牲となったことを受け、本市においても市職員による調査を実施したことは、平成30年9月議会において11番議員の一般質問に対してご答弁したところです。

そのうち学校施設における危険箇所については、平成30年度に、旧学文路中学校、橋本中央中学校、柱本幼稚園及び紀見幼稚園、令和元年度に、紀見北中学校、旧学文路幼稚園

及び追加で旧学文路中学校の駐輪場がそれぞれ対応済みであり、これで全ての箇所へ安全対策を講じることができました。

また、児童生徒の通学における安全対策に関しましては、各学校において地域の助言や交通量、立地条件等を考慮しながら、児童生徒に対する指導を行い、安全な登下校に取り組んでいるところです。

なお、公共施設以外の通学路における危険ブロック塀については、市による調査結果に基づき県が実地調査を行い、ぐらつきや著しいひび割れ等、特に危険なものについて、所有者等に対し、ブロック塀倒壊による危害を防止するための措置を講じるように文書でお願いしています。

また、補修や撤去に応じず、そのまま放置している所有者等に対しては、建築基準法等に基づく是正勧告を行政指導として行っています。

市としては、通学路のみならず、市内にある危険と思われるブロック塀の所有者等に対し、引き続き補修や改修、撤去等の倒壊防止措置を行っていただくよう啓発に努めてまいります。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん、再質問ありますか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）まず、一点目に、①のところちょっとお聞きいたします。

地域における年齢構成や高齢化などの状況は多くの地域で共通した課題になっておるのは当然であります。少しずつ進めていくということになるかと思いますが、例えば、モデルケース的にどこか進められる地域があればと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（土井裕美子君）危機管理監。

○危機管理監（上田力也君）これは以前もこの議会等でお話しさせていただいているとお

り、モデル地区として、学文路地区、そして、南名古屋地区ということで進めてきている、継続的に進めてきているところでございます。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）そうしたら、③のところをお聞きしたいんですが、本市の調査で市内にある危険と思われるブロック塀は、聞いておるところ、724か所あったと聞いています。その後、県が全て実地調査したということなんですが、県の実地調査の報告は当局のほうで聞いておられますか。

○議長（土井裕美子君）危機管理監。

○危機管理監（上田力也君）ブロック塀、私どものほうから724か所の調査結果を県のほうへ伝達して、その結果については、私どもは市として報告は受けております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）報告を受けておられるということなんですが、それで、お聞きしたいんですが、私は県の担当課のところまで聞いてきたんですが、724か所のうち、中でも621か所については建築法に照らして不適合の可能性があるという見解を聞いてきました。

児童生徒、市民が日常通る道であります。所有者に倒壊防止の啓発をするだけでいいのかどうか、今後どう対応されるかをお聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）危機管理監。

○危機管理監（上田力也君）これについては県と市の役割分担というのがあると思っています。いわゆる建築基準法等に基づく是正指導といいますか、あるいは相談等については、これは県のほうが主体的になり実施をしていくと。

今回その対象というのは、あくまで小学校の半径500m以内という限定的な地域に対して調査をしているわけで、やっぱり市とすれば、市全体に危険なブロック塀と思われる、

そういうところはたくさんあるとっております。

ですから、市としては広く市民に対して啓発を行っていくと。指導は県が行い、啓発を市が行っていくと、そういうような役割分担を行っております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）ちょっとお聞きしたいんです。この対策のために国または県の補助制度というのがあるんですが、自治体の補助制度を併せて実施、解決するように進められているんですが、これはあくまでも橋本市、当局自身が自治体の補助制度を今つくっておられないので、なかなか進まないということなんです。

和歌山県内でいいますと、30市町村のうち24市町村で制度をつくっておられて、そこでは解決の方向に進めておられる状況です。そういう意味で、橋本市はそういう補助制度がないので、国や県の補助制度をもらうにももらえないということなんです。

24市町村が補助制度をつくって実施しているんですが、それは橋本市でどこに違いがあるんですか。

○議長（土井裕美子君）危機管理監。

○危機管理監（上田力也君）ブロック塀の補助につきましては、平成30年6月に大阪府北部地震があったことをきっかけとして、県内においてもいくつかの自治体が新たに補助制度を設けたと。しかし、それ以前からこの制度を設けていた自治体もあります。新たに設置した自治体もあります。

それぞれ自治体によっては背景なり課題なり、そこらあたりはやはり自治体によって異なるものだと思っております。どこに力点を置くかということもあるかもわかりません。

基本的には一つの考え方の違いということになるというふうに思っておりますので、

違いというのはそういうところになってくるのかなというふうに思っております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）今、部長答弁いただいたんですが、何か抽象的で、具体的にこれが問題で実施していること違うということが分かりませんか、今の説明では。具体的にどこがどう違うのか。24自治体で実施しているのと決定的にここが違うんだということ。そうでなかったら、これ大きな問題でしょう、命に関わる問題で。ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（土井裕美子君）危機管理監。

○危機管理監（上田力也君）基本的に市の考え方といいますのは、平成30年9月議会で11番議員にお答えしたとおり、ブロック等につきましては個人あるいは法人の所有物ということですので、やはり良好な維持管理に、個人の責任において維持管理というか保全をしていただくということが基本的な考え方であるということで、これが本市の考え方ということなんです。

よそとの違いを明確にしなさいということなんですけども、それぞれの自治体に全て問い合わせたわけではありませんので、それは先ほど言いましたけども、抽象的ではあるんですけども、それぞれの自治体の背景なり歩みの違いによるものかなというふうに思っております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）今、繰り返しの答弁にありましたように、ちょっと抽象的で、決定的にここが違うんだということは言えないということなんですよね。それがはっきりしたと思うんです。

それで、ちょっとお聞きしたいんですが、2年前に高槻市で起こった児童死亡災害のことなんですけど、もう倒壊などの災害が起こる

と、児童生徒、市民の命に関わる問題になるのではないかと私は思います。そういう意味で予算の優先順位に持ってきて、橋本市でも危険なブロック塀の解決に補助制度をつくってでもやるという姿勢がないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）危機管理監。

○危機管理監（上田力也君）優先順位というふうなお話も出てまいりましたが、基本的には、本市としては現時点において制度を創設する予定はないということになるんですけども、確かに命に関わることだというふうな話もありました。

これはブロック塀のみならず、例えば、玉石積みの上にブロック塀が設置されているとするならば、その玉石積みも危ないところもありますし、あるいは個人の看板であるとか、あるいは個人の敷地に生えている枯れた大木であるとか、いろんな意味で危険な要素というのは多種多様にあるわけです。その中でブロック塀だけをということについては、現時点では制度設計していく予定はないというふうなところがございます。

優先順位はという話もありましたけれども、私ども特に風水害につきましては、本市においても浸水する区域がございまして、その区域などに対してはやっぱり重点的に予算をそこに投じていると、学文路地区であるとかそういう浸水地域、そういう状況でもございしますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）中央構造線はいつ本当に地震が起こるか分からないということで、これ万が一、地震等の災害が起こったときに、以前、2年前にありました大阪府北部の災害のときのように事故が起こった場合に、そうしたら当局は、私どもは制度をつくっており

ません、だから、個人所有者の責任でやっていただくことになっておりますのですということでおっしゃるんですか。

○議長（土井裕美子君）危機管理監。

○危機管理監（上田力也君）先ほどからもちょっと言わせてもらいましたけれども、やはりブロック塀だけではなくて、個人の所有物は個人が責任を持って維持保全していくということが基本だと思います。ですから、補助制度がないからブロック塀を改修することができなかったということには、それは当たらないというふうには思っております。私どもはできるだけ今後も啓発をしていきたいというふうには考えております。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）実際に勧告とかそういうふう聞いてきておられるところの話を聞きました。橋本市には補助制度がないと。これ全部自費ですといたら大きなお金になるので、県と国、市を足す。国や県が補助制度を出すと言うてるのに、橋本市が出さないから、この制度が実施できない。本当に市民からしたら悔しいというか、そんなことで放って、命を守ることの重要性というのか、命はやっぱり、市の施策としては住民の命、市民の命が最優先に来る施策になるんじゃないでしょうか。

何かそうでないような受け取りする答弁なんですけど、本当にそれ真剣に考えていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えします。

今現在、県とも話合いをしています。なぜ半径500mなのかというのがまず分からない。小学校から500m以上のところでも危ないブロック塀もあります。じゃ、それ何で対象外

なんですか。そこは絶対対象外なんです。そこには県も国も金出さんのですよ。

そして、今、県がやっているのは、例えば1 m20cmあったら90cmにせいとか、上の部分を切りなさいというふうな話だけで、それは全部やり替えるという話であるのであれば分かるんです。ただ、費用を、コストを抑えるために一部の部分だけを切り取りなさいと、そういうような話を私とこへしてきているんです。それって正しいですか。

そして、建築確認の問題というのは県なんです。県が出すのは市の2分の1しか出さんのです、パワーアップ補助金を使って。本来なら県がもっと、自分たちの建築確認を出して建てたやつであったり。昔はそういうものがなかった時期もありますよ。でも、それだったとしても、県がもっと普段から啓発をして、高槻市の地震のときまでには逆にやっておくべきことでしょう。

もう一つ、高槻市で子どもが亡くなったのは学校での違法建築です。どんどんどんどん塀を積み上げて、それが倒れたことによって子どもが亡くなっているという。そういう行政の瑕疵もあるわけです。

でも、高本議員が言われるように、直下型の地震が来たときに、じゃ、それで全てのブロック塀を守れますか。それだったら、根本的にやり直すべきことはやり直してもらわなあかんのちゃいますかということなんです。中途半端なことをやったところで、これから大きな地震があるかもわからんのに解決策にはならないと思うんです、僕。

そして、個人の財産ですから、やっぱりそういう危険なブロック塀、家もそうです。家もそうですけども、それをやっぱりこれから本当に根本的に解決をどうしていくのかということを考えていかないと僕は駄目やと思っているんです。

だからこそ、じゃ、500m以外のところでも、県は学校半径500mプラス、書類を見たら緊急輸送道路のところについてもと書いているけど、そんなとこ調査してないんです。

うちはあくまで半径500mの中でのブロック塀の箇所は確かに調査をしましたけども、じゃ、それ以外のところを根本的にこれからどうすんのよという問題もある中で、やはり、高齢者世帯で、そこを3分の1すら出せない、もうわしら年いっとるから、もうこのままでええんよと言われたとき、県は、じゃ、代執行をかけるんですかと言うたら、かけないと言っている。勧告って、じゃ、それ脅しちゃうのという話をさせてもらいました。次は命令を出すと言う。じゃ、その次は何すんのという話も今、県と話をしています。

今そういうところで、僕は少しでもその制

度はうまく変わっていけるように願っているし、じゃ、500m以上で本当に危ないところがまだまだあります。そこは高本さん、放っつけということですか。今、そういうことを県と、先日も県の担当が来て話をしたところです。

今のままでは制度をつくったところでもあんまりよくなるのちゃうかなと思っていますし、今後、県との話合いを通じて、いい方向に持っていけるようには努力をしていきたいと思っています。

○議長（土井裕美子君）時間となりましたので、10番 高本さんの一般質問は終わりました。

この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時32分 休憩）